

## 外国人研究員ポストの利用に関する申合せ

平成17年2月 9日 学術経営委員会 承認  
平成18年3月22日 学術経営委員会 改正  
平成19年2月 7日 学術経営委員会 改正  
平成29年3月15日 学術経営委員会 改正

### (目的)

第1条 この申合せは、「東京大学大学院新領域創成科学研究科における外国人研究員の運用に関する内規」第1条の外国人研究員（以下、「外国人研究員」という。）を教育研究に十分活用することを目的とし、その柔軟な運用のために定めるものである。

### (ポスト利用の単位)

第2条 対象ポストは専攻および別表に掲げるプログラム（以下、専攻等と称する）を単位としてその利用を計画・実施するものとする。

2 前項の規定は、ポスト利用の計画・実施にあたり複数の専攻が協力することを妨げるものではない。

### (ポスト利用申請)

第3条 ポストの利用を計画する専攻等は、対象とするポスト、利用の目的、およびその時期と期間を記した書面をもって、研究科長にポスト利用を申請するものとする。

2 前項の申請の対象とする期間の開始時期は、申請日より1ヵ年以内とする。

3 第1項の申請に際しては、5で定めるポスト利用優先権を超えて申請することを妨げない。

### (利用の可否の審査)

第4条 申請されたポスト利用の可否は、申請された利用時期において申請した専攻等が有する、下記に定めるポスト利用優先権を考慮して研究科長が決する。

2 研究科長は申請に関する予備的な審査を研究科企画室に委嘱する。

3 前項の審査においては、前年度までの実績を尊重し、外国人研究員制度が有効に活用されるように配慮する。

### (ポスト利用優先権)

第5条 ポスト利用優先権は、年度ごとに、前年度の研究科予算配分に使用された教員数と学生数に基づくポイントの計算方法に基づいて、研究科の合計が100となるように専攻等に与える。

第6条 ポスト利用優先権1ポイントあたりの予算額は、当該年度の予算額、および預託金残額から繰り入れるべき金額を勘案して企画室が作成した原案をもとに、研究科長が決定する。

第7条 ポストを利用した場合のポスト利用優先権の減算は、予定使用額に基づいて行うものとする。

第8条 年度末に残った専攻等のポスト利用優先権は、次年度に限り持ち越すものとする。

(実施時期)

附則 この申合せは平成 29 年度以降の外国人研究員ポスト利用に対して実施する。申合せの成立以前に既に計画されていた利用についても、この申合せの趣旨にしたがってポスト利用優先権の計算対象とする。

(見直し)

附則 この申合せは、実施後の運用状況に鑑みて、適宜見直していくものとする。

附則 本申し合わせは平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

【別表】 ポスト利用優先権を付与されるプログラム

サステナビリティ学グローバルリーダー養成大学院プログラム

以上

参考) 平成 29 年度に各専攻に付与されるポスト利用優先権

		H28 年度	H29 年度
基盤系	物質系	10.27	11.99
	先端エネルギー	9.57	8.71
	複雑理工	10.03	9.54
生命系	先端生命科学	8.32	10.63
	メディカル情報生命	6.69	14.64
	自然環境学	4.28	8.02
環境系	海洋技術環境学	2.72	4.91
	環境システム学	3.42	6.01
	人間環境学	7.08	10.26
	社会文化環境学	4.59	7.59
プログラム	国際協力学	3.03	5.98
	サステナビリティ学		1.72

注) H28 年度は旧制度のためポイントの合計は 100 となっていない。

注) 優先権は前年度の研究科予算配分に基づき決定されるため、毎年変更される。